

補聴器購入費助成

聴力機能の低下による家族等とコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

先着順で、予算(30万円)がなくなり次第、受付終了となります。

1人につき1回限りで、以前に助成を受けたことがない方が対象となります。



対象者（以下のすべてに該当する方）

- ①嵐山町に住所がある満65歳以上の方
- ②聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けることができない方
（両耳の聴力レベルが40dB以上の方。又は片方の耳が40dB以上で、かつ、他耳が70dB以上の方）
- ③耳鼻咽喉科の診断結果（意見書）を得られる方
※申請時または相談時に医師が作成する意見書の用紙をお渡ししますので、その用紙を持って耳鼻咽喉科医の診断を受けてください。
※受診に係る費用、意見書作成の費用は自己負担となります。
- ④町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を滞納していない方

助成内容 助成上限額 20,000円

医療機器認定を取得した補聴器本体の購入費用として、1人につき20,000円を上限に助成します。（購入費用が上限額に満たない場合は購入額を助成します。）

※対象は装用効果の高い左右いずれかの耳に装用する補聴器本体1台分です。

※集音器の購入及びメンテナンス・故障・修理等は対象外です。

※助成決定通知より先に補聴器を購入した場合、助成の対象外になります。

◎申請方法は裏面を参照してください。



お問い合わせ

嵐山町役場 長寿生きがい課

電話 0493-62-0718

FAX 0493-62-0710



申請から助成までの流れ

申請者

町役場
長寿生きがい課

1 申請書を長寿生きがい課に提出

申請書を記入し、長寿生きがい課に提出してください。

申請書は、長寿生きがい課窓口、町ホームページより入手できます。

I 申請内容を確認

長寿生きがい課で申請内容を確認し、助成対象となるか（障害者手帳の有無・町税等の滞納状況）を審査します。審査の結果、助成対象となる場合に医師が作成する意見書の用紙をお渡しします。

2 医師の診断を受け意見書を提出

医師が作成する意見書の用紙を持って医師の診断を受けます。

補聴器が必要と認められたら、医師が作成した意見書を、長寿生きがい課に提出してください。

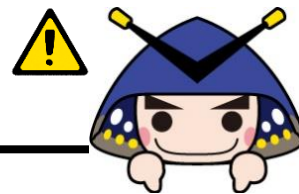
II 助成の可否を決定

医師が作成した意見書を確認し、助成の可否を決定します。助成決定者に「助成金交付決定通知書」および「助成金請求書」を送付します。

3 補聴器販売店で補聴器を購入

補聴器を購入します。購入時に必ず店舗から領収書を受け取ってください。

※医療機器認定を取得した補聴器本体のみ
※領収書は対象者氏名、購入年月日、購入品、型番、金額、発行者、発行者印が入っていれば様式は問いません。



助成決定通知より先に購入した場合、助成の対象外となります。

4 補聴器購入の領収書と請求書を 長寿生きがい課に提出

領収書（原本）と「助成金請求書」を長寿生きがい課に提出してください。

III 指定された口座に助成金の振込

指定口座に助成金を振り込みます。請求から振込までにか一か月程度かかります。